

財政健全化審査意見書及び
経営健全化審査意見書

22太監第22号

平成22年8月17日

太宰府市長 井上保廣様

太宰府市監査委員 松下 功

太宰府市監査委員 武藤 哲志

平成21年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成21年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書

平成21年度太宰府市普通会計財政健全化審査意見書	1
平成21年度太宰府市水道事業会計経営健全化審査意見書.....	2
平成21年度太宰府市下水道事業会計経営健全化審査意見書	3

平成 21 年度 太宰府市普通会計

財 政 健 全 化 審 査 意 見 書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成 21 年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	13.08
②連結実質赤字比率	—	18.08
③実質公債費比率	9.2	25.00
④将来負担比率	—	350.00

備考

表中、「—」の表示は、赤字額が無いことを示す。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 21 年度 太宰府市水道事業会計

経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

	平成 21 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0

備考

表中、「—」の表示は、資金不足額が無いことを示す。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 21 年度 太宰府市下水道事業会計
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

	平成 21 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0

備考

表中、「—」の表示は、資金不足額が無いことを示す。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。